

高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

辰野町では、法律で定められたインフルエンザの予防接種を、一部負担金をいただき公費で実施します。下記の内容をよくお読みいただきご本人が予防接種を希望される場合のみ、体調の良い時に受けてください。

1 対 象 者

- (1) 満65歳以上の希望者
- (2) 満60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により、1級の身体障害者手帳をお持ちの方

※10月20日以降に65歳になる方にも通知していますが、実際に接種を受けられるのは、誕生日以降です。誕生日前に接種をすると全額自己負担となりますのでご注意ください。

2 実 施 期 間

令和7年10月20日（月）～令和7年12月26日（金）

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抗体がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月とされています。

3 実施医療機関

- (1) 別紙の医療機関一覧をご覧ください。「要予約」か「予約不要」かをご確認ください。「要予約」の場合は、直接医療機関へ連絡しご予約ください。
- (2) 県内の上伊那郡以外で接種する場合は、接種期間が上伊那と異なる場合があります。上記の実施期間以外は全額自費となりますので、実施期間内の日程でご予約ください

4 自己負担額 1,700円（生活保護世帯の方は無料）

※実施期間内のみ補助対象です。

5 持 ち 物

- (1) インフルエンザ予診票（水色）
- (2) 自己負担金（1,700円）
- (3) 健康保険証 または マイナ保険証

◎予診票は無くさないようお願いします。紛失等、予診票の再発行は下記担当課までご連絡ください。

6 注 意 事 項

◎当日はご自宅でも検温し、来院する際はマスクの着用をお願いします。

◎他の予防接種との間隔について

・高齢者肺炎球菌ワクチンや新型コロナワクチンとの接種間隔の決まりはありません。

»裏面もご覧ください。

長野県上伊那郡辰野町中央1番地
辰野町役場 保健福祉課 保健係
課長：矢島 担当：上島
TEL：0266-41-1111（内線2124）

予防接種の注意事項

「予防接種を受ける前に」

- ①通知をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。理解できないことは接種を受ける前に医師に質問し、納得した上で接種を受けましょう。
- ②予診票の右端の署名欄に必ずご署名をお願いします。

「予防接種を受けることができない方」

- ①接種当日、37.5℃以上の発熱がある方。
- ②重篤な急性の病気にかかっている方。
- ③予防接種の接種液の成分によって、*アナフィラキシーショックを起こしたことがある方
- ④今までにインフルエンザ予防接種を受けた後、2日以内に発熱のあった方、全身性発疹等のアレルギーを起こしたことがある方。
- ⑤その他、医師が不適当と判断した方。

【*アナフィラキシーショックとは】

通常30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔のむくみ、じんましん、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい、血圧低下等の症状が見られます。

「接種を受ける際に医師とよく相談してほしい方」

- ①心臓、腎臓、肝臓、血管、呼吸器系疾患のある方
- ②過去にけいれんの既往のある方。
- ③過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。
- ④インフルエンザの接種液の成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方。

「予防接種を受けた後の注意」

- ①予防接種直後の30分以内は、健康状態の変化が起こることがあります。また接種後24時間は副反応に注意し、嘔吐、じんましん、発熱、接種部位がひどく腫れる等の症状が現れたら、医師の診察を受けてください。

副反応	全身症状：発疹、じんましん、紅斑、痒み、発熱、寒気、頭痛、倦怠感 接種部位の症状：発赤、腫れ、痛み
まれに起こる重大な副反応	ショック、アナフィラキシー様症状、ギランバレー症候群、けいれん、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作等

- ② 接種当日の入浴は差し支えありません。注射部位はこすらないようにしましょう。
- ③ 接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

「その他」

医師の説明を十分聞いた上で、下記の理由で予防接種を受けなかった場合の責任

- ①ご本人が接種を希望しない
 - ②本人の意思の確認ができない
 - ③当日の身体状況等により接種をしなかった
- 上記の場合、その後インフルエンザに罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

重い副反応が起こった時の補償について

疾病、障害、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給等が行われます。なお、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種と疾病・障害等との因果関係を認定したものに限りです。